

奈良県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、新町土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年七月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	花内 滋治	葛城市新町一四三―三
〃	稲田 昌克	〃 六八―九
〃	花内 一夫	〃 五一―一
〃	島田 崇	〃 八四
〃	島田 勇司	〃 八一―一
監事	花内 克己	〃 四一―三
〃	萩原 壽夫	〃 一〇七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	扇田 潤一	葛城市新町六四
〃	谷原 真人	〃 九三
〃	堀内 隆教	〃 一一七―二
〃	花内 勲	〃 一三七―一
〃	花内 一夫	〃 五一―一
監事	花内 滋治	〃 一四三―三
〃	花内 克己	〃 四一―三